

# OECD多国籍企業行動指針に関するトップ・サーモ・マニュファクチャリング (マレーシア)社における個別事例に係る日本連絡窓口の初期評価

2012年2月16日

OECD多国籍企業行動指針に係る日本連絡窓口  
(外務省経済局経済協力開発機構室長  
厚生労働省大臣官房国際課長  
経済産業省貿易経済協力局貿易振興課長)

## 1 問題の提起・要請

傘下にある金属産業労働組合連合(MIEU)から依頼を受けたマレーシア労働組合会議(MTUC)(以下、「問題の提起者」)は、OECD多国籍企業行動指針(以下「行動指針」)に係る日本連絡窓口(以下、「日本NCP」)に対し、2003年3月12日付けで、トップ・サーモ・マニュファクチャリング(マレーシア)社(以下、「TTM社」)が下記(1)の項目について行動指針に違反しているとして問題を提起し、日本NCPに対し下記(2)の措置を求めた。

### (1) 提起に係る項目

- (ア) TTM社は、組織者を解雇した。
- (イ) TTM社は、組合員に対する差別的慣行を行った。
- (ウ) TTM社は、人的資源省への協力を拒否した。
- (エ) TTM社は、MIEUを認めるプロセスを妨害した。
- (オ) TTM社は、MIEUの組合員の範囲に関する労使関係局の決定の受入れを拒否した。
- (カ) TTM社は、組合を認めるための人的資源大臣の命令を拒否した。
- (キ) TTM社は、司法プロセスを濫用することでフラストレーションを引き起こし遅延させた。

### (2) 日本NCPへの要請内容

上記(1)の問題解決のための助力と緊急介入。

## 2 初期評価の検討

(1) 上記1の問題の提起を受けて、日本NCPは、マレーシア国内における司法手続の進捗状況も踏まえつつ、在マレーシア日本大使館を通じた情報収集や関係当事者との意見交換等を行い、それらの情報を元に、行動指針に基づき、「提起された問題が更なる検討に値するかどうかについての初期評価」を行った。

(2) その検討結果は、次のとおり。

- (ア) 問題の提起に係る関係当事者は、MTUCと、MTUCの傘下にあるMIEUである。また、問題を提起された企業は、日本に本社があるサーモス株式会社の関連会社であるTTMである。
- (イ) 上記1.の提起事項は、従業員の権利侵害等に関連する実体的で具体的な問題についての提起である。
- (ウ) マレーシア国内における司法手続については、TTM社の従業員の加盟団体としてのMIEUの適格性を主な争点として争われていたが、2010年3月にTTM社側

の敗訴が確定し、M I E UがT T M社の労働者の代表である旨が現地の司法手続によって認められた。その後、2010年6月にはM I E Uより労働協約案が示され、2011年7月に労働協約が締結された。

(エ) 本件については、上記(ウ)のとおり、既にT T M社とM I E Uの間で労働協約が締結されたことから、M T U C、M I E Uの両者はこれ以上の日本N C Pの支援は不要である旨表明し、T T M社も労使関係に現在特段の問題はないとの認識を示しているなど、提起された問題は関係当事者の間で解決がなされるに至っている。

### 3 初期評価の結論

上記2.(2)(エ)のとおり、上記1.の提起された問題に対して、日本N C Pとしての更なる活動の余地はないことから、提起された問題は「更なる検討に値しない」とする。

日本N C Pとしては、関係当事者の歩み寄りにより問題の解決に成功裏に至ったことを歓迎するとともに、これまで本件個別事例に関わってきた関係者の努力に対して敬意を表したい。

(了)